

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第10号

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

**第3条** 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 条例第28条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(療養介護事業所の職員の配置の基準)

**第4条** 療養介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- (5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
  - ア 利用者の数が60以下 1以上
  - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第12条第1項第5号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）に定める者とする。
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(条例第38条の規則で定めるもの)

**第5条** 条例第38条の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年9月厚生労働省告示第540号）に定める離島その他の地域とする。

(生活介護事業所の設備の基準)

**第6条** 条例第39条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
  - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(生活介護事業所の職員の配置の基準)

**第7条** 生活介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
  - (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
  - (3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数
    - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める数
      - (7) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
      - (8) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
      - (9) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
    - イ 看護職員の数 生活介護の単位ごとに、1以上
    - ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
    - エ 生活支援員の数 生活介護の単位ごとに、1以上
  - (4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 利用者の数が60以下 1以上
    - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(生活介護の事業への準用)

**第8条** 第3条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第9条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第51条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(自立訓練（機能訓練）事業所の職員の配置の基準)

**第9条** 自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数
  - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
  - イ 看護職員の数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
  - ウ 理学療法士又は作業療法士の数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
  - エ 生活支援員の数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
  - ア 利用者の数が60以下 1以上
  - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 条例第53条第2項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(自立訓練(機能訓練)の事業への準用)

**第10条** 第3条、第5条及び第6条の規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第56条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第32条第2項」と、第5条の見出し及び同条中「第38条」とあるのは「第56条において準用する条例第38条」と、第6条中「第39条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第39条第2項」と読み替えるものとする。

(条例第58条第1項の規則で定めるもの)

**第11条** 条例第58条第1項の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定める離島その他の地域とする。

(自立訓練(生活訓練)事業所の設備の基準)

**第12条** 条例第59条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
  - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第59条第3項の居室及び浴室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 一の居室の定員は、1人とすること。
  - イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第59条第7項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(自立訓練(生活訓練)事業所の職員の配置の基準)

**第13条** 自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
  - ア イに掲げる利用者以外の利用者
  - イ 宿泊型自立訓練の利用者
- (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上
- (4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第60条第2項の生活支援員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員及び看護職員の総数 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(2) 生活支援員の数 1以上

(3) 看護職員の数 1以上

3 条例第60条第3項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。

4 第1項及び第2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

5 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（自立訓練（生活訓練）の事業への準用）

**第14条** 第3条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、同条中「第9条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第61条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

（就労移行支援事業所の職員の配置の基準）

**第15条** 就労移行支援事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

**第16条** 認定就労移行支援事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上

- (3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
  - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の職員の員数については、前条第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。

(就労移行支援の事業への準用)

**第17条** 第3条、第5条及び第6条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第70条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第32条第2項」と、第5条の見出し及び同条中「第38条」とあるのは「第70条において準用する条例第38条」と、第6条中「第39条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第39条第2項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援A型事業所の設備の基準)

**第18条** 条例第74条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
  - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準)

**第19条** 就労継続支援A型事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
  - ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
  - イ 職業指導員の数 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
  - ウ 生活支援員の数 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
  - ア 利用者の数が60以下 1以上
  - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(就労継続支援A型の事業への準用)

**第20条** 第3条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、同条中「第9条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援B型の事業への準用)

**第21条** 第3条、第5条、第18条及び第19条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1

号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第32条第2項」と、第5条の見出し及び同条中「第38条」とあるのは「第88条において準用する条例第38条」と、第18条中「第74条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第74条第2項」と読み替えるものとする。

(条例第89条第4項の規則で定めるもの)

**第22条** 条例第89条第4項の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定める離島その他の地域とする。

(職員の員数等の特例)

**第23条** 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第7条第4項、第9条第4項及び第5項、第13条第5項、第15条第3項及び第4項並びに第19条第3項（第21条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号。以下「指定通所支援基準条例」という。）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

2 条例第90条第2項の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定める多機能型事業所とする。

3 多機能型事業所は、第7条第1項第4号及び第5項、第9条第1項第3号及び第6項、第13条第1項第4号及び第6項、第15条第1項第4号及び第5項並びに第19条第1項第3号及び第4項（これらの規定を第21条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

4 条例第89条第4項の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第7条第1項第3号エ及び第4項、第9条第1項第2号イ及びエ、第4項並びに第5項、第13条第1項第2号及び第5項並びに第21条において準用する第19条第1項第2号及び第3項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

(条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)

**第24条** 条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

2 条例附則第4項に規定する精神障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者授産施設とする。

3 条例附則第4項に規定する知的障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める知的障害者授産施設とする。

(委任)

**第25条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)
- 2 当分の間、第1号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。
  - (1) アからウまでに掲げる利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
    - ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数
    - イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
    - ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
  - (2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。  
(宿泊型自立訓練に関する経過措置)
- 4 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(以下「知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。)及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。)について、第12条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。)については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。
- 5 旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の適用を受ける知的障害者通勤寮については、第12条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。